

3日獣発第347号
令和4年4月27日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

飼養衛生管理基準クロスコンプライアンスへの対応について

このことについて、令和4年3月22日付け3消安第7075号をもって農林水産省消費・安全局動物衛生課長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、農林水産省が行っている畜産振興に係る補助事業、交付金及び制度資金について、各事業の申請時に飼養衛生管理基準の遵守状況の確認のために「飼養衛生管理基準遵守状況確認書」の提出を求める等のクロスコンプライアンスを導入することとなった旨、周知を依頼されたものです。

飼養衛生管理基準の遵守を要件とするクロスコンプライアンスの導入にあたっては、①対象家畜は豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥(牛、水牛、めん羊、山羊及び馬は対象外)、②家畜の所有者等から、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認結果について確認書の求めがあった場合には、別紙様式を用いて発行すること、③本取組の周知を図るとともに申請者の農場から問合せがあった場合には適宜対応いただく、以上3点について周知及び依頼がありました。

つきましては、貴会関係者への周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先 公益社団法人 日本獣医師会 事業担当 山本・守尾 E-mail yamamoto@nichiju.or.jp TEL 03-3475-1601

○第○○○○号
令和○年○月○日

○○ ○○ 殿
(○○○○農場)

○○○○県
○○家畜保健衛生所長

飼養衛生管理基準遵守状況確認書

飼養衛生管理基準の遵守状況、今後の改善方針等について、下記のとおり確認しました。

なお、不遵守事項について、遵守予定時期までに飼養衛生管理基準が遵守できない場合は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の5及び第12条の6の規定に基づき、家畜の飼養に係る衛生管理の方法の改善について、指導及び助言、勧告等を厳格に行うことを申し添えます。

記

畜種	飼養衛生管理の確認状況		
	確認年月日 (確認予定年月日)	不遵守事項	今後の改善方針*の有無
例1 豚	令和4年3月1日	なし	—
例2 鶏	令和4年1月21日	25, 26	あり
例3 うずら			
例4 七面鳥	(令和4年9月確認予定)		

※ 改善方針とは、改善すべき事項、具体的な改善方法及び改善すべき期限の明確化をいう。

注1：当確認書は農場ごとに作成すること。

注2：不遵守事項を認める農場に対する当確認書の交付は、改善方針を完備している場合に限ること。

注3：当確認書の発出日時時点で小規模農場（豚及びいのししにあっては6頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては100羽未満、だちょうにあっては10羽未満を飼養する農場をいう。）である場合は、斜線を記載すること。

注4：新規開設農場など当確認書の発出日以降に家畜の導入が新たに見込まれる施設がある場合は、当該農場について、確認予定年月日を確認年月日の欄にカッコ書きで記入し、他の欄に斜線を記載すること。

各種補助事業における飼養衛生管理基準の遵守徹底に向けたクロスコンプライアンスの実施について

事業名	類型	事業概要	農林水産省担当		要件内容
			局	課	
消費・安全対策交付金（ハード事業）	交付金	養豚場の規模拡大する場合に、野生動物対策としての防護柵を設置する費用を支援（補助率1/2以内）	消費・安全局	動物衛生課	申請時に、都道府県が農政局に対して飼養衛生管理基準の遵守状況を報告。 施設整備事業、経営継承事業 都道府県における事業実施計画の審査時に、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認。 ・機械導入事業 都道府県における事業参加要望書の協議時に、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認。 都道府県における事業実施計画の審査時に、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認。
畜産クランナー事業（施設整備事業、機械導入事業、経営継承事業）	補助事業	中心的な経営体に対し、収益力強化等に必要な施設整備等を支援（補助率1/2以内）	畜産局	企画課	都道府県における事業参加要望書の協議時に、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認。 都道府県における事業実施計画の審査時に、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認。
強い農業づくり総合支援交付金（家畜飼養管理施設、家畜改良増殖関連施設）	交付金	産地の基幹施設の整備等を支援（補助率1/2以内）	畜産局	企画課 畜産振興課	都道府県における事業実施計画の審査時に、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認。
農地利用効率化等支援交付金	交付金	生産の効率化等の取組に必要な農業用機械・施設の導入を支援（補助率3/10、上限300万円） ※先進的農業経営確立支援プログラムでは、上限を個人1,000万円、法人1,500万円に引上げ。 北海道におけるアイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上、沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成・確保に必要な農業用施設等の整備を支援（補助率2/3）	経営局	経営政策課	都道府県における事業実施計画の審査時に、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認。 同上
特定地域経営支援対策事業	補助事業	必要となる取組を支援（補助率1/2を負担） 人・農地プランに位置付けられた経営体等の経営を継承し、発展させる取組を支援（国、市町村がそれぞれ1/2を負担、上限100万円）	経営局	経営政策課	申請時に、申請者から都道府県が発行する飼養衛生管理基準遵守証明を事業実施主体等へ提出。 都道府県における事業実施計画の審査時に、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認。
経営継承・発展等支援事業	補助事業	49歳以下の認定新規就農者に対し、経営発展のための機械・施設等の導入を支援。（県支援分の2倍を国が支援、上限1千万円）	経営局	就業・女性課	都道府県における事業実施計画の審査時に、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認。
新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業	補助事業	遼大な自然災害等により被害を受けた農業者等が経営再建のために借り入れる農業近代化資金等について、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料の引受当初5年間免除等を措置。	経営局	就業・女性課	都道府県における事業実施計画の審査時に、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認。
農業信用保証保険基盤強化事業	補助事業	後継農業者の経営継承に必要な農業近代化資金等の借入れについて、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料の引受当初5年間免除等を措置。	経営局	金融調整課	同上
農業経営継承保証保険支援事業	補助事業		経営局	金融調整課	同上

制度資金における飼養衛生管理基準の遵守徹底に向けたクロスコンプライアンスの実施について（主なもの）

（参考資料）

制度資金名	制度資金概要 (資金使途)		農林水産省担当		要件内容
	局	課	局	課	
畜産経営体質強化支援資金	畜産局	企画課	畜産局	企画課	都道府県における体質強化計画の審査時に、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認。
家畜疾病経営維持資金 (ALIC事業)	畜産局	企画課	畜産局	企画課	都道府県における経営維持計画の審査時に、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認。
畜産近代化資金 (ALIC事業)	経営局	金融調整課	経営局	金融調整課	都道府県において、借入申込時に、借入希望者から都道府県が発行する飼養衛生管理基準の遵守を確認する書類を融資機関へ提出。
農業経営負担軽減支援資金	経営局	金融調整課	経営局	金融調整課	同上
農業経営改善促進資金	経営局	金融調整課	経営局	金融調整課	同上
農業経営基盤強化資金	経営局	金融調整課	経営局	金融調整課	同上
経営体質育成強化資金	経営局	金融調整課	経営局	金融調整課	同上
青年等就農資金	経営局	就農・女性課	経営局	就農・女性課	同上
農業改良資金	経営局	金融調整課	経営局	金融調整課	同上
農林漁業施設資金	経営局	金融調整課	経営局	金融調整課	同上
農林漁業セーフティネット資金	経営局	金融調整課	経営局	金融調整課	同上
天災資金（天災融資法に基づき経営資金及び事業資金）	経営局	金融調整課	経営局	金融調整課	同上
畜産経営環境調和推進資金	畜産局	畜産振興課	畜産局	畜産振興課	同上

※ 制度資金のうち、公庫資金については、主なもののみ列挙しているため、これ以外にも対象となる資金があることに留意。

3 消安第 7075 号
令和 4 年 3 月 22 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

飼養衛生管理基準クロスコンプライアンスへの対応について（依頼）

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛てに通知しましたので、御了知の上、クロスコンプライアンスの推進及び飼養衛生管理指導の徹底に御協力いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、傘下会員各位等に対し、御周知いただきますよう、よろしくようお願いいたします。

【問い合わせ先】

動物衛生課家畜防疫対策室病原体管理班

Mail : siyoueiseikanri@maff.go.jp

TEL : 03-6744-7144

(写)

3 消安第 7075 号
令和 4 年 3 月 22 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

飼養衛生管理基準クロスコンプライアンスへの対応について（依頼）

平素から、動物衛生行政の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

農林水産省においては、飼養衛生管理基準の遵守を推進し、疾病の発生及びまん延の防止を図るため、畜産振興に係る補助事業、交付金及び制度資金（以下「事業等」という。）について、その性質に応じて飼養衛生管理基準の遵守を要件とするクロスコンプライアンスを導入することとなりました。

都道府県においては、下記に御留意の上、クロスコンプライアンスの推進及びこの機会を活用した飼養衛生管理指導の徹底に御協力をお願いします。

記

- 1 クロスコンプライアンスの対象家畜は、当面の間、国内において感受性のある越境性疾病が断続的に発生しており、また、おおむね毎年、農場への立入検査により状況を把握している、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥とします。（牛、水牛、めん羊、山羊及び馬は対象外）
- 2 家畜の所有者等から、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認結果について確認書の求めがあった場合には、別紙様式の確認書の発行をお願いします。なお、確認年月日は、求めがあったときと前後しても差し支えありません。
- 3 別添のリーフレットを活用して本取組の周知を図るとともに、市町村、金融機関等の事業等の実施主体から、申請者の農場における飼養衛生管理基準の遵守状況等に関する問合せがあった場合には、適宜協力をお願いします

【問い合わせ先】

動物衛生課家畜防疫対策室病原体管理班

Mail : siyoueiseikanri@maff.go.jp

TEL : 03-6744-7144